

改正建設業法における働き方改革等について

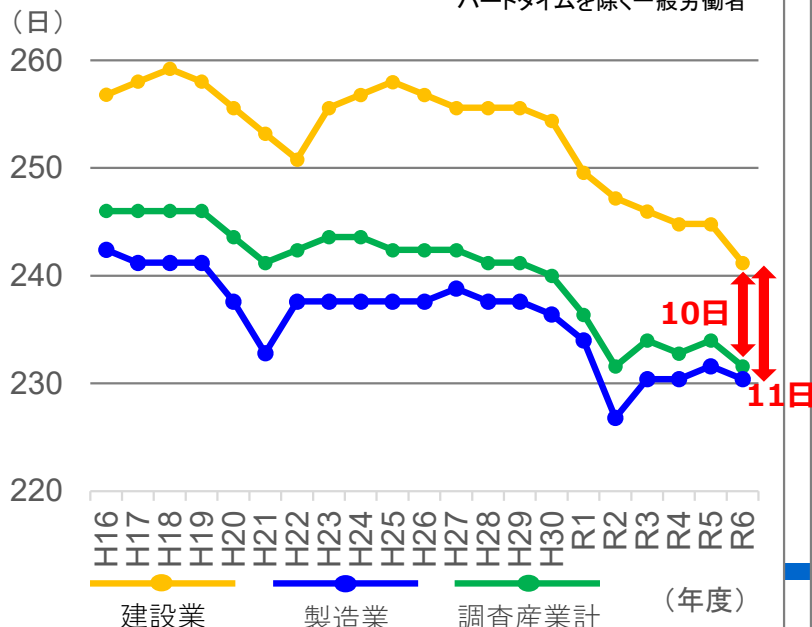
国土交通省 四国地方整備局

建政部 計画・建設産業課

建設産業における働き方の現状

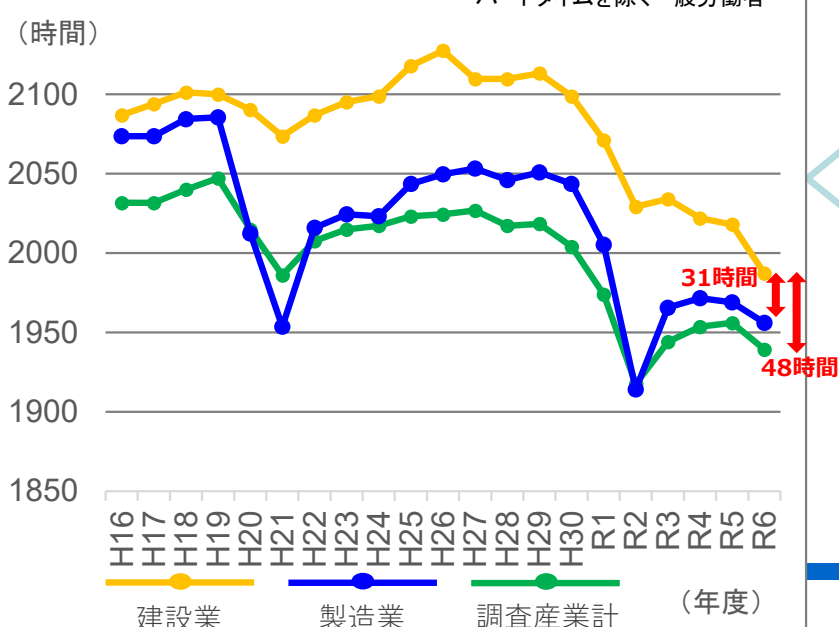
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

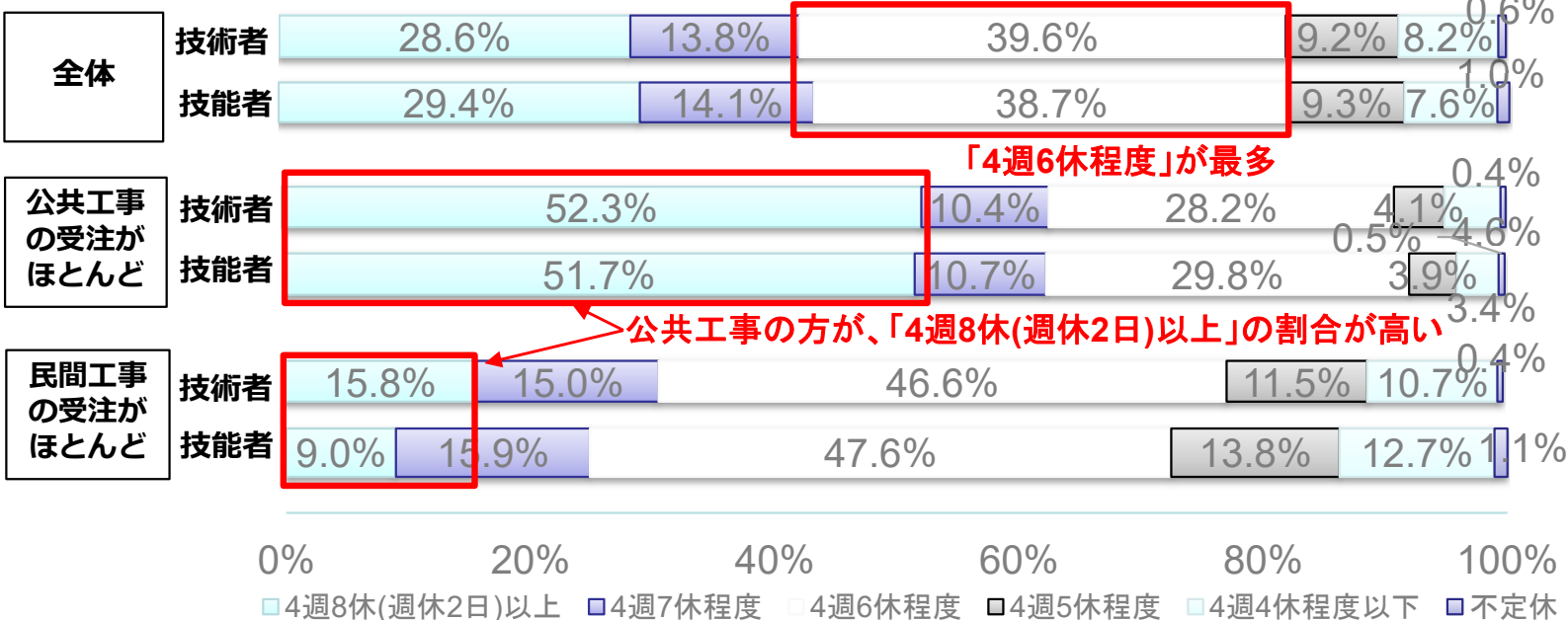
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況

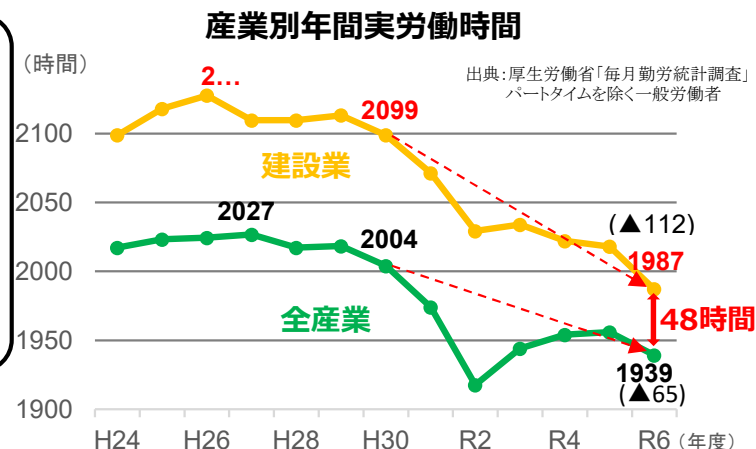


技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典: 国土交通省「令和6年度 適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設業の働き方改革の取組

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
(厚生労働省)



■動画による広報
(厚生労働省)

2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- <改定の主な内容>
 - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
 - 自然要因(**猛暑日**)における**不稼働**を考慮して工期設定
- 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- ・建設Gメンが**実地調査し、是正指導**

4. 生産性の向上

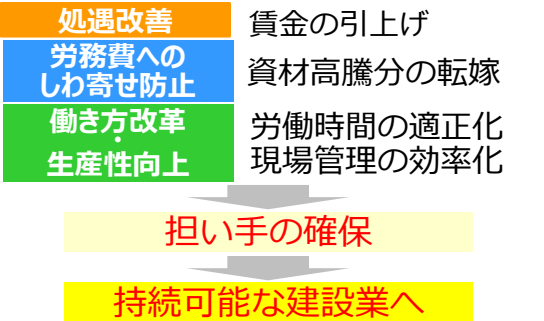
- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



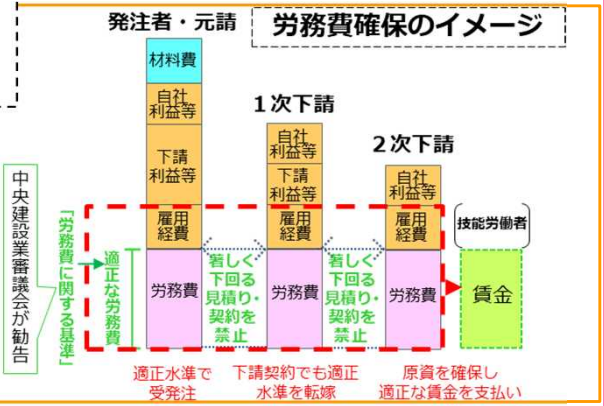
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
→ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：令和6年施行済

令和6年施行により中建審に作成権限が付与
→ 令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された

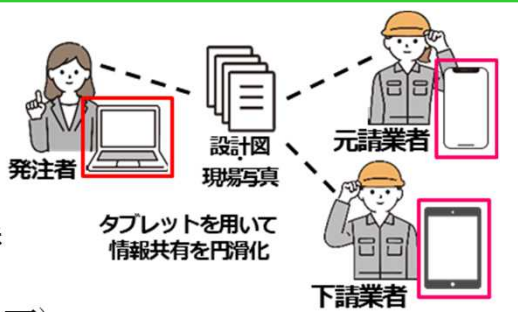


2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
→ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

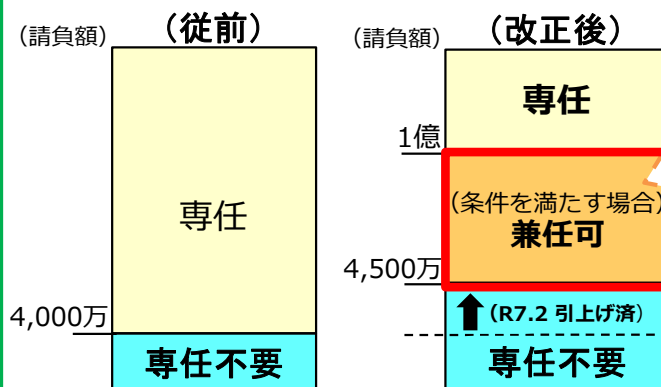
契約後

○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理

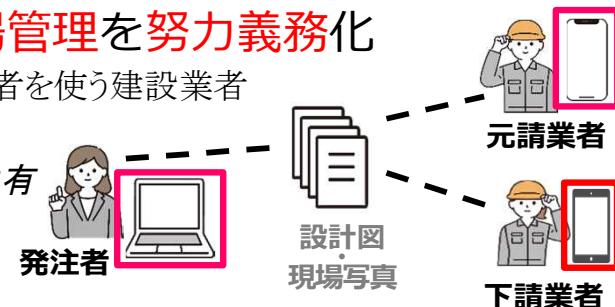


② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・**自然要因(猛暑日)における不稼働**を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

【参考】適正工期確保ガイドブック

四国地方整備局HP＞建政部＞産業行政＞（建設業）法令遵守と監督処分＞「適正工期確保ガイドブック」

「工期に関する基準」や適正工期のあり方について受注者や発注者の皆様へわかりやすく解説しています。

○工期に関する基準

適正な工期設定のための基準について提示しています。
詳細は以下のサイトをご覧ください。

[【工期に関する基準（本省）】](#)

[【適正工期確保ガイドブック】](#)

公共・民間建設工事を発注する皆様へ
「適正な工期設定に関する周知パンフレット」を作成しました。（愛媛県建設業労働時間削減推進協議会）

[【適正な工期設定に関する周知パンフレット】](#)

建設工事を発注する皆様へ 愛媛県建設業労働時間削減推進協議会

「工期に関する基準」を踏まえた
適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック

◆工期に関する基準とは
適正な工期を設定するため、発注者と受注者それぞれの
負担や考慮すべき事項を定めたものです。

◆考慮すべき事項
自然要因（雨雪や台風、猛暑日）、休日・労働時間等の
労働環境要因（週休2日の確保、有給休暇の取得促進）

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。

適正工期確保ガイドブック

解説動画の掲載先QRコード

※ 四国地方整備局のHPに掲載されています。

適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラの整備や、災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるための必要措置です。

特に、「時間外労働規制の遵守」「週休2日の確保」「猛暑日等による不労働日」を考慮し、建設業で働く方々の健康や安全の確保に配慮した工期設定が必要です。

R8.6 愛媛県建設業協会 国土交通省 厚生労働省 愛媛県

建設工事を発注する皆様へ 愛媛県建設業労働時間削減推進協議会

「著しく短い工期による工事契約」は
建設業法で禁止されています！

長時間労働が前提の工事契約は法律違反に繋がるおそれ

工事の発注者	工事を受注する建設企業
①長時間労働を前提とした工事請負契約の締結	②労働基準法の 時間外労働規制に 違反した場合
③建設業法の「著しく短い工期の禁止」に違反	

著しく短い工期の禁止に違反した工事発注者には、
建設業許可部局が行政指導を実施し、発注者名等を
公表する場合があります。

工事の発注者と受注する建設企業の双方が建設業法違反となります
（違反した建設企業は許可行政による指導監督の対象となります。）

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に
比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間
に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

R8.6 愛媛県建設業協会 国土交通省 厚生労働省 愛媛県

適正工期確保
GUIDE BOOK

～ 建設業の生産性向上と長時間労働是正 ～

長時間労働の
解消に期待！

“働き方”を変える

担い手確保に
繋がるかも

休み日と休み
工期設定を

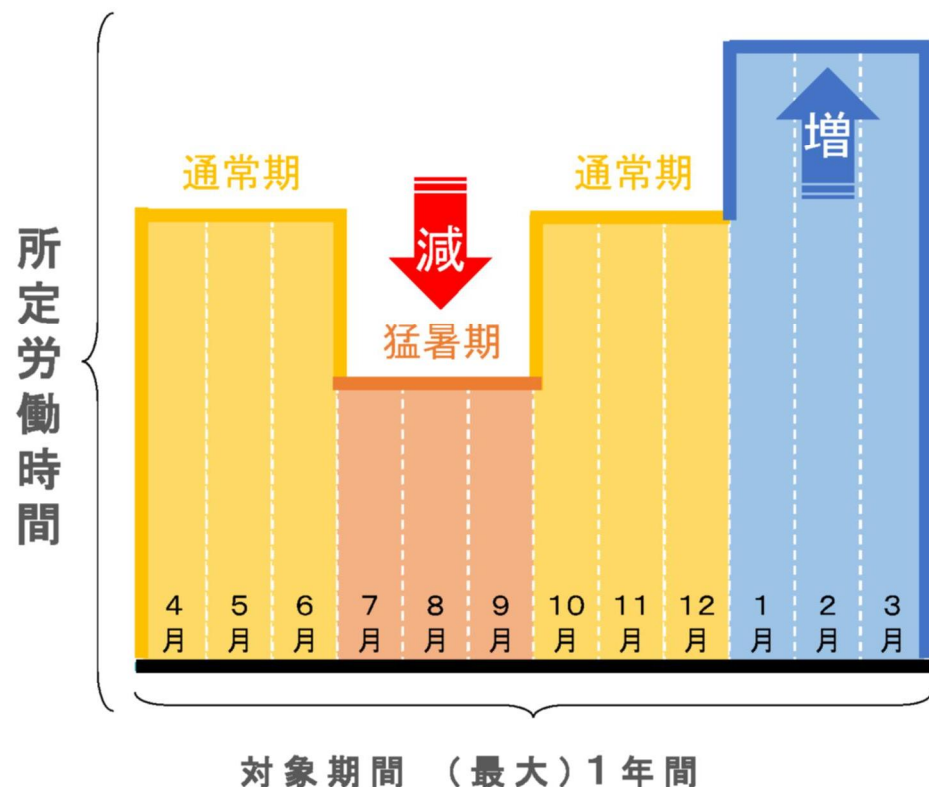
令和6年6月～ 改正建設業法が成立

1年単位の変形労働時間制の概要(労働基準法関係)

○特定の季節(夏季・冬季など)、特定の月で業務の繁閑が大きい場合には、1年単位の変形労働時間制を用いることが効果的

○繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行い、労働時間の短縮を図る。導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結(届出)が必要

制度イメージ



概要

- 1年間を平均して、**1週40時間**となる範囲※で、**シフト作成のルールに則って**所定労働時間に凹凸をつけることができる。

※年間の所定労働時間を、**2,085時間**(法定労働時間の総枠)以内で設定することが必要。

- 1週40時間、1日8時間を超える労働時間を設定した場合には、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となる。

※変形労働時間制では、1週、1日の法定労働時間又は所定労働時間を超えた労働や、法定労働時間の総枠を超えた労働について、割増賃金を支払うことが必要。

シフト作成のルール

- ① 労働日数は**年間280日**まで
- ② 連続労働日数は原則**6日**まで
- ③ (特に繁忙な場合は**12日**まで)
- ④ 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
- ⑤ 労働時間が48時間を超える週は**連続3回**まで
- ⑥ 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は**3回**まで

【参考】建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について(協力依頼)

事務連絡
令和7年6月24日

建設業団体 各位

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課
監督課
国土交通省不動産・建設経済局
建設業課

建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について(協力依頼)

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省において、新たに別添のパフレット「建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント」を作成いたしました。

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。建設業においては、猛暑や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働期間が想定される場合に、同制度を活用することにより他の期間の労働時間を柔軟に設定することが可能となります。

つきましては、別添のパフレットについて、各会員に対する周知の御協力をお願いいたします。

また、建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&Aにつきましても、厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、こちらも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

(参考)

- 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A(令和5年7月6日公表)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>
- 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A(追補分)(令和7年6月19日更新)
<https://www.mhlw.go.jp/content/001505976.pdf>

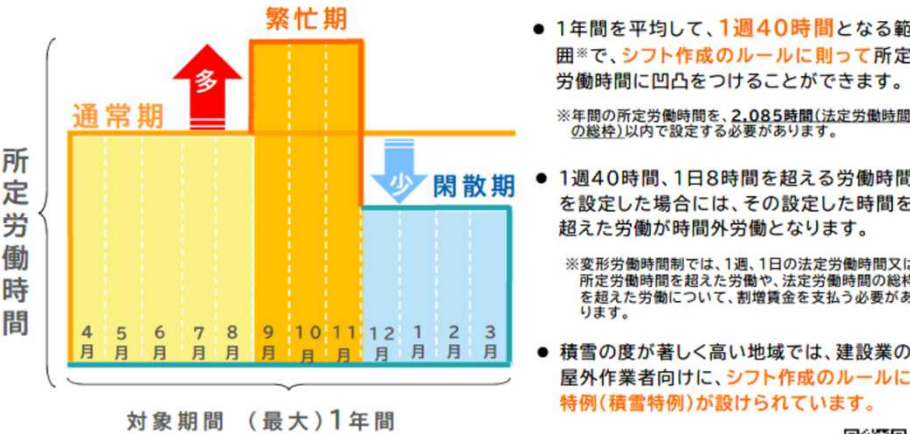
建設業の事業主の皆さまへ

建設業における 1年単位の変形労働時間制のポイント

1年単位の変形労働時間制とは、季節によって業務に繁閑が大きい場合に、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度です。

1 1年単位の変形労働時間制の概要

(イメージ図)



積雪の度が著しく高い地域は
こちらをご確認ください



2 シフト作成のルール

- 労働日数は**年間280日**まで
- 連続労働日数は原則**6日**まで(特に繁忙な場合は**12日**まで)
- 労働時間は**1日10時間、1週52時間**まで
- 労働時間が48時間を超える週は**連続3回**まで
- 対象期間を3か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は**3回**まで

積雪特例でも
同様です

積雪特例では
適用されません

【参考】建設業における1年単位の変形労働時間制の活用について(協力依頼)

勤務カレンダー例① 夏に猛暑が続く地域の場合(その1)

猛暑の時期は1週の所定労働時間を30時間まで減らし、
秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を48時間とする場合



夏期(6、9月)
週所定労働時間 35時間
猛暑(7、8月)
週所定労働時間 30時間
繁忙期(10～3月)
週所定労働時間 48時間
それ以外(4、5月)
週所定労働時間 40時間

年間労働日数 276日
年間休日数 89日
年間総労働時間(所定) 2085時間
1週あたり平均 39時間59分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

勤務カレンダー例② 夏に猛暑が続く地域の場合(その2)

週休2日を確保しつつ、猛暑の時期は1週の所定労働時間を20時間まで減らし、秋～年度末を繁忙期として1週の所定労働時間を47.5時間とする場合



猛暑(7、8月)
週所定労働時間 20時間
繁忙期(10～3月)
週所定労働時間 47.5時間
それ以外(4～6、9月)
週所定労働時間 40時間

年間労働日数 242日
年間休日数 122日
年間総労働時間(所定) 2038.5時間
1週あたり平均 39時間06分

※本カレンダーはあくまでも一例であり、降雪期、繁忙期には他にも様々な所定労働時間を設定することが考えられます。

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

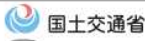
(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進(モデル事業事例集)

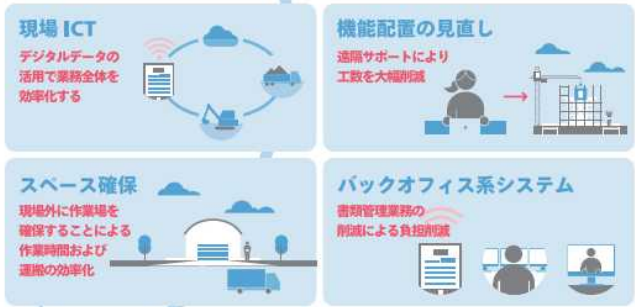
- 建設業における罰則付き時間外労働上限規制が令和6年4月より適用。一層の効率化・生産性向上が急務。
- 発注者、元請、専門工事業者を含めた多様な関係者と連携して実施した効率的な建設工事の促進に係るモデル事業の取組を事例集としてとりまとめ。



今求められる 建設工事の効率化による 働き方改革の実現とは

働き方改革の実現に向けた
効率的な建設工事の促進事業

取り組み事例



事業概要

建設業は、社会資本の担い手であり、災害時には地域社会の安全を守る重要な役割を果たしています。しかし、若い世代の人口が減少し、就業者の減少が続いています。建設業が魅力ある産業であり続けるためには、働き方改革や生産性向上の実現が必須です。また、令和6年4月から罰則付き時間外労働上限規制が適用され、建設工事現場の効率化も必要です。国土交通省では効率的な建設工事の実現に向けた取り組みを実施し、その成果を事例集として取りまとめました。事例の詳細は WEB サイトをご覧ください。



カテゴリについて

本事業における各モデル事業者の取組内容について、大きく4つのカテゴリに分類しております。本事例集を参考いただく際の索引としてご利用ください。

現場ICT(以下、「現場ICT」とする。)

工事施工におけるICT機器やデジタルデータの利活用等により、現場作業の生産性向上を図る取組

機能配置の見直し(以下、「機能配置」とする。)

建設ディレクターの活用や外注業者への業務委託により、現場での書類作成や写真整理等にかかる業務負担の平準化を図る取組

作業場・駐車場・宿舍等確保(以下、「スペース確保」とする。)

現場外に作業場としてのスペースや現場場内に重機等を駐車できるスペースを確保することにより、現場作業の効率化を図る取組

バックオフィスシステム(以下、「BOシステム」とする。)

工程管理システムや原価管理システム等の導入により、バックオフィス業務の効率化を図る取組

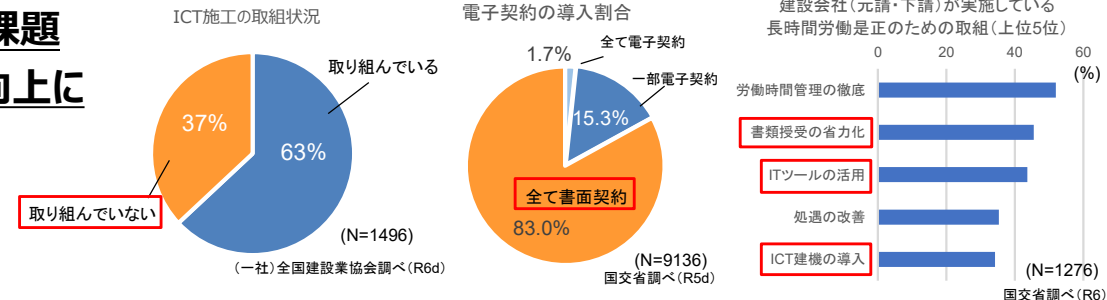
目次

事業No.	事業者名	事業名	カテゴリ				専門工事業者向け/元請向け	ページ
			現場ICT	機能配置	スペース確保	BOシステム		
01	藤原工業株式会社	建設ディレクターや工事施工管理ツールを活用し書類管理業務の効率化を図る取組	✓	✓		✓	専門 元請	P6
02	株式会社香山組	“紙媒体ゼロ”達成に向けたオールデジタルの取組	✓	✓			専門 元請	P12
03	株式会社大林組	車両動態管理システムを利用した資機材搬入管理と近郊交通問題の緩和する取組	✓	✓			専門 元請	P14
04	株式会社山上組	ダンプ車両情報と建機ペイロード連携による発土搬出業務の効率化を図る取組	✓				専門 元請	P18

全体版はこちらから ↓
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00074.html
「働き方改革の実現に向けた効率的な建設工事の促進事業」で検索

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

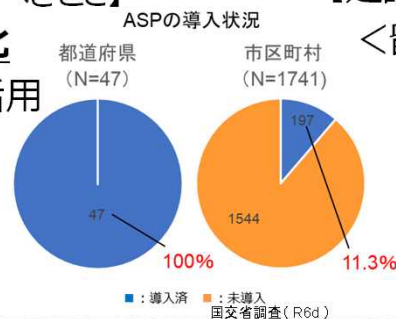
ICT指針の概要

- **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- ・ **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- ・ **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要

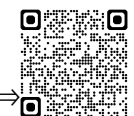


【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

<留意点(例)>

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上

(※) 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 (ICT指針) に関する事例集
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851357.pdf



ICT事例集(※)⇒

令和7年度入札契約適正化キャラバン実施結果 地方整備局等による働きかけの効果

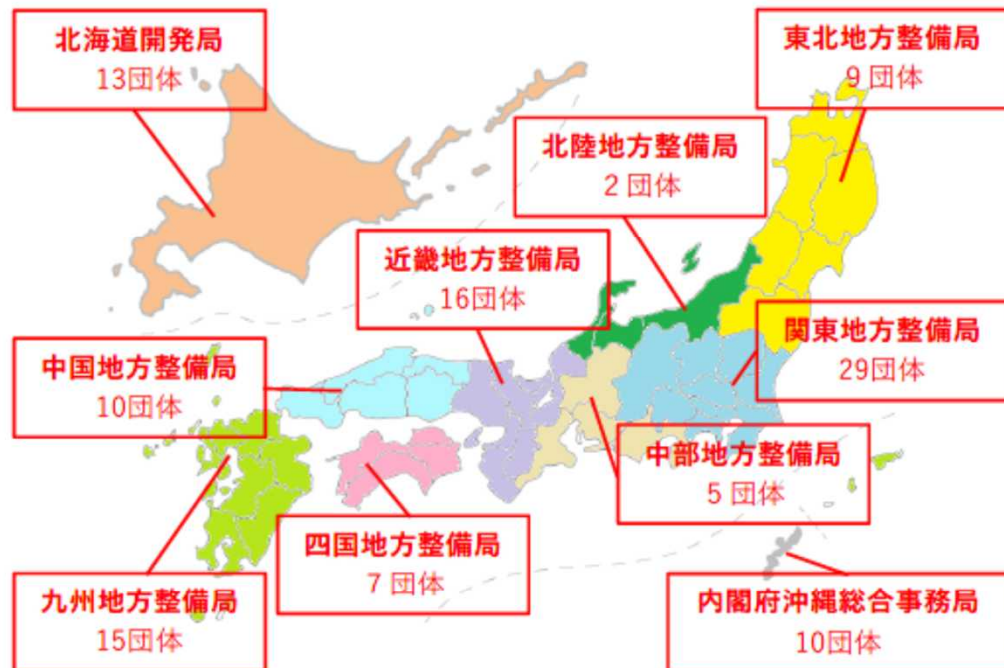
○各地方整備局等において、週休2日工事を実施していない市区町村を中心に、**全国計116団体に対し、個別訪問等による働きかけを実施**（令和7年9月～令和8年2月）。注）働きかける内容及び手法は各市区町村の取組状況等による差異あり。

○働きかけの対象となった**全ての団体において、令和7年度または令和8年度中の週休2日工事の実施が見込まれる結果**となり、市区町村における入札契約の取組改善が加速化。

●令和7年度 キャラバン実施地域及び実施結果

全国計 116団体（市区町村）*

*キャラバン開始当初にR7週休2日工事実施率70%未満が見込まれた都道府県域及びR6同実施率30%未満の都道府県域のうち、週休2日工事未実施の市区町村を中心として実施。



▶全対象団体でR7～8年度中の週休2日工事实施見込みを確認

- ・R7年度週休2日工事未実施の市区町村は全体で393/1721団体（実施率77.2%）*
- ・今回のキャラバン対象の116団体のうち、78団体で新たに週休2日工事の導入が見込まれ（単純加算で実施率約5%の上げ効果）、38団体で既に導入した週休2日を適用する対象工事の拡大等が見込まれる。

*令和7年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（R7.6.1時点）より

●キャラバン実施と週休2日工事導入の流れ（例）

◎岐阜県八百津町の導入例（中部地方整備局）

◎R7.9.9 キャラバンの実施

- ・直接、個別訪問による働きかけ（岐阜県との合同実施）
- ・週休2日工事の実施見込みや課題についてのヒアリング、関連法令・制度に関する説明や積算方法に関する助言等
- ⇒導入に向けた意向や課題を確認し、必要な支援を実施

◎R7.10.10 フォローアップの実施

⇒導入に向けた進展状況を確認し、実現を後押し

◎R7.11.21 週休2日工事实施要領策定、公表（12.1～施行）

◎R7.12.16 週休2日を適用した河川改良工事発注（公告）

- ・工期や工事規模を鑑み、比較的導入しやすい工事から適用
- ・発注者指定型で導入し、週休2日の実効性を確保



▶キャラバンにおける中部地方整備局の説明資料(抜粋)



▶週休2日工事实施要領の公表(八百津町HP)

注）実施対象となった団体の取組の一例であり、各ブロックや対象団体により内容は異なる。

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、
 元請下請間および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ **受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止**
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 単価を見直さない据え置き | ④ 相見積等を基にした指値 |
| ② 一律一定比率等の減額 | ⑤ 取引関係維持等を意図した減額 |
| ③ 予算額を前提とした指値 | ⑥ 工事条件を考慮しない価格設定 |

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、
 通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択
 できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違
 反情報の提供を行いやすい環境を整えた。



建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）



中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果
 公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調
 査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の
 在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10 社以上の中小受託事業者から主要
 な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等
 の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したもの。

厚生労働省との連携



建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う
 際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引
 き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討
 を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会な
 どの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周
 知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

- 建設Gメンが下請取引等実態調査や駆け込みホットラインなどの端緒情報（うち技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがあるような不適正な取引に関する情報は約500件程度）をもとに、929事業者に対する調査等、うち不正行為やそのおそれが確認された604事業者に対して指導、助言等を実施。
- 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：457件、契約書記載不備等：428件、価格転嫁（金額変更に関する定めの不備等）：166件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

【調査：929事業者】

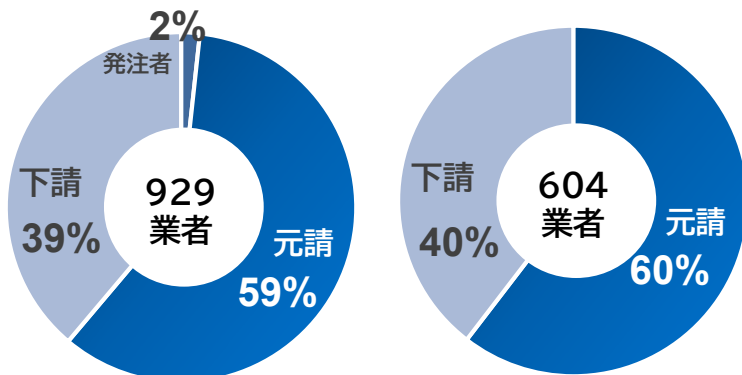
- ・発注者 16事業者
- ・元請事業者：552事業者
- ・下請事業者：361事業者

【指導、助言等：604事業者】

- ・発注者 0事業者
- ・元請事業者：365事業者
- ・下請事業者：239事業者

調査業者数

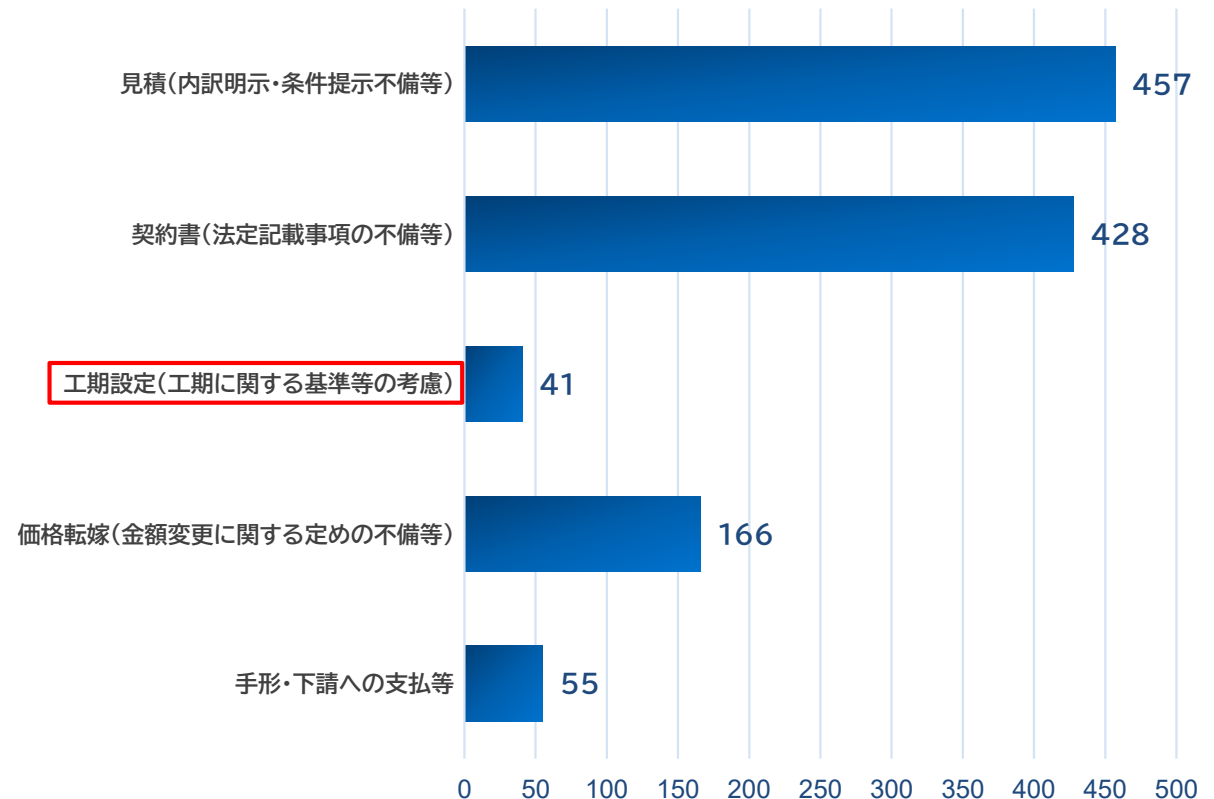
指導業者数



※調査件数は1社に対して複数回行っている場合があるため延べ数となる。

2.主な指導等の内訳

※1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む